

柏市教育委員会教育長 あて

住 所
氏 名
電話番号
(申請者が法人の場合)
担 当 者

埋蔵文化財の取扱いについて（確認）

今般、下記のとおり開発を計画しておりますが、区域内の埋蔵文化財の取扱いについて、確認します。

記

1. 開発目的

2. 開発区域

3. 開発面積 m^2 （実測・公簿・図上求積）

4. 工事期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5. 連絡先 郵便番号
住 所

会 社 名
電 話
担 当 者

確認依頼文書の提出にあたり、事前に申請者および土地所有者の承諾を得ています。

<別添図面> (1) 地形図 2,500分の1 1部
(2) 公図の写し 分の1 1部
(3) 計画図 分の1 1部

埋蔵文化財のしおり

柏市教育委員会



【北柏駅北口土地区画整理事業に伴う花戸原遺跡発掘調査風景】

▼はじめに

埋蔵文化財の手続きにおける事業の対象は、宅地造成や個人住宅・店舗の建設などの盛土・切土を伴う全ての土木工事を指します。また、土地売買等に伴う事前調査も対象となります。

このしおりは、これらの事業等を計画されている事業者の皆様への、埋蔵文化財の手続きに関する疑問にお答えするために作成しました。

皆様には、日頃から文化財保護にご協力いただいているところですが、このパンフレットにより事務手続きについて一層ご理解をいただき、あわせて文化財保護について認識を深めていただければ幸いです。

▼埋蔵文化財とは

文化財保護法で「土地に埋蔵されている文化財」と定義されており、埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といいます。この「埋蔵文化財包蔵地」は、一般に「遺跡」と呼ばれているものです。

また、埋蔵文化財には住居跡などの不動産に類する「遺構」と、石器や土器などの動産に類する「遺物」があります。

▼文化財の保護の必要性

文化財保護法では、文化財について「貴重な国民的財産」と規定しています。

遺跡は、土地と密接な関係にあるため、開発事業に伴う土木工事をを行うと破壊されてしまいます。しかも、一度破壊されると二度と復元できないため、現状でそのまま残す（現状保存）ことが最良の方法とされています。

しかし、やむを得ない場合は、この「現状保存」の代替措置として発掘調査を実施して記録を後世に残す「記録保存」の措置をとっています。

▼柏市埋蔵文化財取扱要綱・要領

平成 18 年 10 月 1 日より、これまで千葉県行政指導として行ってきた照会制度の一部見直しにより、確認依頼制度へと変更となり、確認依頼文書（旧照会文書）の提出が希望者のみとなりました。

平成 19 年 4 月 1 日から、柏市では開発事業等と文化財保護の円滑で適正な調整を行う目的で「柏市埋蔵文化財取

扱要綱・要領」を制定し、柏市の行政指導として確認依頼制度を実施することとなりました。

この要綱及び要領では、原則として全ての方に確認依頼文書の提出を指導することとなりますが、これは、早期に事前協議を実施することにより、埋蔵文化財の調査等に起因する土地売買や開発事業等への影響を最小限に抑えようとするものですので、この点をご理解いただきたいと思います。なお、手続きとしては、従前の照会制度と何ら変わることはありません。

▼埋蔵文化財の手続き

柏市域での埋蔵文化財の手続きは、確認依頼文書の提出をもってスタートします。（P.2～P.3 参照）

▼埋蔵文化財に関する事前調査や不動産鑑定

平成 20 年 4 月 1 日より、柏市文化財管理 GIS（地理情報システム）の本格稼働により、事前調査等に伴う照会の電話対応サービスが始まりました。

埋蔵文化財が分布している範囲のみであれば、下記の刊行物や web で閲覧可能ですが、最新の情報は、面倒でも窓口へお越しになるか、電話でお問い合わせください。

【埋蔵文化財分布地図】

1. 柏市教育委員会『柏の遺跡』1983
2. 沼南町教育委員会『千葉県沼南町埋蔵文化財分布地図』1981
3. 千葉県教育委員会『千葉県埋蔵文化財分布地図(1)』1999
4. 千葉県「ふさの国の文化財ナビゲーション」
< <http://www.pref.chiba.jp/pbbunkazai/> >

▼ 確認依頼文書の提出

- (1) 裏面の様式にて作成して下さい。
- (2) 開発区域は地番を全て記入して下さい。一部の場合は〇〇番の一部と記入して下さい。
- (3) 別添図面は、該当する区域を青線で囲んで下さい。
- (4) 提出後、申請者の本人確認および意思確認をさせていただく場合があります。

* 確認依頼文書提出の対象

確認依頼者	土地所有者等関係者の同意（現地の立ち入り・試掘調査）を得ていれば、どなたでも提出できます。
	例）開発行為の事業主、住宅や店舗などの建築主、土地売買等に係る売り主・買い主など
対象事業	面積の大小や事業内容、遺跡の該当・非該当に関わらず、土木工事を伴う全ての工事。 (土地売買などにも対応できます。)
	例）個人住宅・共同住宅・店舗・工場・道路などの建設。宅地・農地・駐車場などの造成。
提出時期	発掘調査が必要である場合、事業計画に大きく影響を与える可能性があるため、事業の計画段階で、事情が許す限りできるだけ早い時期。

▼ 埋蔵文化財手続きの流れ

確認依頼文書の提出を受けた後、現地踏査・試掘調査などの事前調査を実施し、現地在法に基づく届出が必要な場所であるか否かを文書で回答するものです。その後、法に基づく届出が必要ない場合は、埋蔵文化財の取扱いは終了となり、法に基づく届出が必要な場合は、その取扱いについて引き続き事前協議を行います。

* 埋蔵文化財の手続きフロー図

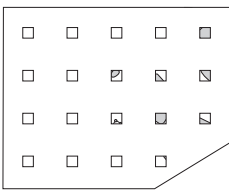
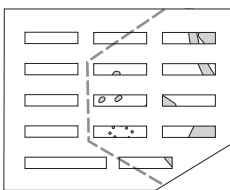
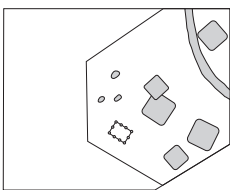
確認依頼	「埋蔵文化財の取扱いについて」							
調査	現地踏査・試掘							
▼	▼							
回答	法第 93 条・法第 96 条に基づく届出の必要あり							なし
協議	協議							
▼	▼							
協議結果	記録保存				地区内保存	地区除外	事業中止	
届出	「埋蔵文化財発掘の届出について」(法第 93 条)・「遺跡発見の届出について」(法 96 条)				協議書			
▼	▼							
対応	発掘調査				工事立会	慎重工事		
調査	確認調査				工事に 専門職員が 立ち会う	埋蔵文化財 に留意して 慎重に工事		
▼	▼							
本調査必要性	必要			不要				
協議	協議				*1			
▼	▼	▼	▼	▼				
協議結果	記録保存	地区内保存	地区除外	事業中止				
調査	本調査	協議書	▼					
▼	*1	▼	▼					
終了	埋蔵文化財の取扱い終了							

*1 復元整理・報告書刊行（発掘調査を実施する場合は、調査後に復元整理作業及び報告書刊行を行い、これをもって埋蔵文化財の取扱い終了となりますが、行政上、発掘調査の終了をもって工事に着手することが出来ます。）

▼ 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財の調査には、確認依頼の段階の「現地踏査」「試掘調査」、発掘調査の段階の「確認調査」「本調査」の4種類があります。現地踏査は必ず実施しますが、これ以外は必要と判断される場合のみ行います。

* 調査の種類と内容、費用負担

	確認依頼の段階		発掘調査の段階	
	現地踏査	試掘調査	確認調査	本調査
目的	(1)遺跡の所在の有無の確認 (2)遺跡の保存状態の確認	(1)遺跡の所在の有無の確認 (2)遺跡の保存状態の確認	(1)本調査の必要性の確認。 (2)本調査にかかる範囲決定 (3)本調査費用・期間の積算根拠となる資料の収集。	確認調査結果に基づく協議の結果、現状保存が難しい場合、記録保存として本格的に実施する発掘調査。
方法	(1)遺物の散布の確認 (2)地形や現況の確認	表土(黒土)を関東ローム層(赤土、地山)まで掘り下げ、遺構・遺物の確認、遺跡の保存状態の確認を行う。	法に基づく届出の必要性「有」回答範囲に均等に幅約2m×長さ10～20m程度のトレンチを設定し、重機により表土を掘削する。	本調査範囲の表土を重機により全面除去する。
模式図				
面積	確認依頼地全域	確認依頼面積の約1%	法に基づく届出の必要「有」回答面積の約10%	確認調査の結果通知する協議範囲
備考	現地踏査や過去の調査結果により、遺跡の所在の有無が判断できる場合は、試掘調査を実施せずに回答する。	確認依頼地内に均等に(確認依頼面積×0.01÷試掘坑の面積(4㎡))箇所の試掘坑を、重機または人力で掘削する。	遺構や遺物の確認作業、写真撮影や図面作成などの記録作業を行う。	遺構の確認、遺構の掘り下げ、遺物の取り上げ作業や写真撮影や図面作成などの記録作業を行う
費用	市費		補助金*1	原因者負担*2

*1 民間の開発に係る調査全般について補助金の対象となる場合があります。

*2 以下の事業などの調査費用は補助金の対象となる場合があります。

- 個人専用住宅の建築に係る調査
- 零細なため費用負担を求めることが困難と判断される事業者の開発に係る調査
- 土地区画整理に係る調査のうち個人換地分の一部
- 農業基盤整備事業及びその関連事業に係る調査のうち農家負担分

*なお、補助対象となる場合には、事前に千葉県教育委員会との調整や、予算措置などが必要となるため、詳細については担当職員にご相談ください。

▼ 問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

柏市教育委員会
生涯学習部 文化課
文化財担当

〒277-8503

柏市大島田48番1(柏市沼南庁舎3階)

電話：04(7191)7414<直通>

FAX：04(7190)0892

ホームページ：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

市の情報>歴史・文化・芸術>埋蔵文化財

<交通>

* JR常磐線・東武野田線「柏駅」東口5番のりば、東武バス「小野塚台」「沼南車庫」「布瀬」「手賀」「沼南庁舎バス乗継場」下車、徒歩1分。「沼南庁舎バス乗継場」に停車しない一部の時間帯(午前9時台から午後4時台まで以外)は「大木戸」下車、徒歩2分。



埋蔵文化財の取扱いについて（確認）記入の注意

・確認依頼文書の提出にあたって、事前に申請者および土地所有者に、以下のことについて承諾を得てください。承諾後に、文書の「5 連絡先」下の欄にチェックをご記入ください。

- (1) 柏市教育委員会が、現地調査のため申請のあった土地に立ち入ること。
- (2) 試掘調査および確認調査のため、柏市教育委員会が申請のあった土地の発掘調査を行うこと。

・提出後、申請者の本人確認および意思確認をさせていただく場合があります。個人で申請される方は、ご本人の意思確認ができる電話番号をご記入ください。また、法人で申請される場合は、法人の意思確認ができる電話番号と、部署・担当者氏名をご記入ください。

・連絡先には、申請者ご本人様か、申請者の承認を得た代理者の住所、氏名、電話番号（法人の場合は担当者の方の部署名、法人部署の固定電話番号、連絡の取れる電話番号）をご記入ください。申請者の方に確認させていただいた際に、連絡先記載の内容への承認が確認できない場合には代理者としてみなされなくなりなりますのでご注意ください。